

答申第 259 号

情 公 第 1499-2 号

令和 8 年 7 月 7 日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県個人情報保護審査会

会長 高 橋 良

保有個人情報不開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 11 月 26 日付けで諮問された特定個人に係る情報不開示の件（その 2）
（諮問第 276 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和7年7月2日付け保有個人情報開示請求に対して、保有個人情報不開示決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、法定代理人として、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第76条第2項の規定に基づき、令和7年7月2日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、「神奈川県知事保存本人確認情報の提供又は利用の状況」（以下「本件保有個人情報」という。）について、子を本人とする保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）を同年7月8日付けで收受した。
- (2) 実施機関は、本件開示請求書に本人の住所又は居所が記載されていないという形式上の不備があるものと認め、法第77条第3項の規定に基づき、令和7年7月9日付けで、補正期間を同年7月22日までと定めて、本件開示請求書の補正を審査請求人に求めた。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、補正期間内に補正がされず、形式上の不備が解消されなかったことを理由に、法第82条第2項の規定に基づき、令和7年7月31日付けで、保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) 審査請求人は、上記(2)の求補正に対し、令和7年7月25日付けで、「保有個人情報開示請求書（令和7年7月2日付）および住所以外の保有個人情報開示請求書（令和7年7月2日付）の補正連絡」と題した文書（以下「補正書」という。）を提出し、実施機関は、これを同年8月7日付けで收受した。
- (5) 審査請求人は、令和7年9月9日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(省略)

4 実施機関（担当：政策局自治振興部市町村課）の説明要旨

(1) 法定記載事項について

法第77条第1項第2号において、開示請求に際しては、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならないこととなっている。

また、知事における個人情報の保護に関する法律施行細則（以下「細則」という。）第1条第2項第2号において、法第76条第2項の規定により代理人が開示請求する際は、本人（開示対象者）の住所又は居所を記載しなければならないこととなっている。

(2) 本件保有個人情報の特定について

さらに、住民基本台帳事務処理要領（以下「要領」という。）第5-5-(3)において、本人確認情報の提供又は利用の状況の開示は、「個人情報保護条例等に基づき開示を行うことが適当である」とある。一方、要領第5-5-(1)-アにおいて、「本人確認情報の開示を請求する者に対し、氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別を明らかにさせることが適当である」とある。

本人確認情報の提供又は利用の状況の情報の中には、開示対象者の本人確認情報も含まれているため、本件開示請求に対して、開示対象者の住所を請求者に明らかにさせることは適当であると解される。

実際の事務を行う際の運用に関しては、神奈川県知事保存本人確認情報の提供又は利用の状況を特定するに当たり、まず、専用の端末機で、当該請求に係る開示対象者本人の住民票コードであるかの確認も含め、開示対象者の氏名、住所、出生の年月日及び男女の別の情報を用いて検索を行い、開示対象者の住民票コードを特定する必要がある。その後、特定した開示対象者の住民票コードを用いて専用の端末機で検索を行い、神奈川県知事保存本人確認情報の提供又は利用の状況を確認する必要がある。

(3) 本件処分について

以上のように、開示を請求する側が開示対象者の住所を明らかにし、開示請求書に記載する必要がある。

しかし、本件開示請求書には開示対象者の住所が記載されておらず、これに対して、法第77条第3項の規定により、令和7年7月9日付けで相当な期間を定めて補正を求めたが、期限までの応答がなかった。

以上のことから、法第82条第2項の規定により、本件保有個人情報の特定のために必要となる開示対象者の住所の記載がないことを理由に本件処分を行った。

5 審査会の判断理由

(1) 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件開示請求書に形式上の不備があるものとして補正を求めたものの、補正期間内に補正がなされず、形式上の不備が解消されなかったことを理由に本件処分を行っている。これに対し、審査請求人は、「求められた補正を適法に行い、手続を適正に履践している。したがって、本件処分は適法性を欠く。」との反論をしている。

この点、法第77条第3項は「行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」と規定している。

これを本件についてみると、①本件開示請求書には、法定代理人が開示請求をする場合にその記載が義務付けられている「本人」の「住所又は居所」

（細則第1条第2項第2号）が記載されていないため、法第77条第3項に規定する「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」に該当し、②この形式上の不備の補正のために実施機関が設けた補正期間（令和7年7月9日から同月22日まで）も、実施機関が求めた補正の内容に照らせば、同項に規定する「相当な期間」であると認められる。したがって、実施機関が行った補正手続は法第77条第3項に適合する。

これに対し、審査請求人からの補正書が実施機関に到達したのは、当該書

面が封入された封筒の消印の日付（令和 7 年 8 月 4 日）及び実施機関の受領印の日付（同月 7 日）からすると、実施機関が設けた補正期限（令和 7 年 7 月 22 日）の経過後であることは明らかであるから、「求められた補正を適法に行い、手続を適正に履践している。」との審査請求人の反論は採用できない。

なお、細則が記載を義務付ける「本人」の「住所又は居所」とは、本人の現在の住所又は居所であることは明らかであるところ、補正書の記載は本人の現在の住所又は居所とは認められないものであるため、仮に補正書が上記補正期間内に到達していたとしても、その補正内容は形式上の不備を補正するに足りるものとは認められない。

以上のことから、実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件開示請求書の不備について、「公用請求その他の職権照会等により開示対象の特定又は不開示理由の確認を補完し得た」と主張している。これは、開示請求書に本人の住所又は居所が記載されていない場合、実施機関が住民票の写し又は戸籍の附票の写しを公用請求すること等により、職権で当該住所又は居所を調査する義務がある旨主張しているものと解される。

一方、実施機関は、開示を請求する側が開示対象者の住所を明らかにし、開示請求書に記載する必要がある旨説明する。

この点、細則第 1 条第 2 項の規定は、代理人である請求者が本人の住所又は居所を自ら開示請求書に記載することを義務付ける趣旨であることは明らかであり、職権で記載するよう実施機関に義務を課しているものと解することはできない。

したがって、審査請求人の当該主張を採用することはできない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 11 月 26 日 (収受)	○ 諮問
令和 8 年 5 月 18 日 (第 367 回審査会)	○ 審議
令和 8 年 6 月 29 日 (第 368 回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	現職	備考
飯島奈津子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
嘉藤亮	神奈川県大学教授	会長職務代理者
金井恵里可	文教大学教授	
高橋良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会長
中 寛 慶子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和8年7月7日現在）（五十音順）